

宮崎海洋高等学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日改訂

宮崎県立宮崎海洋高等学校

はじめに

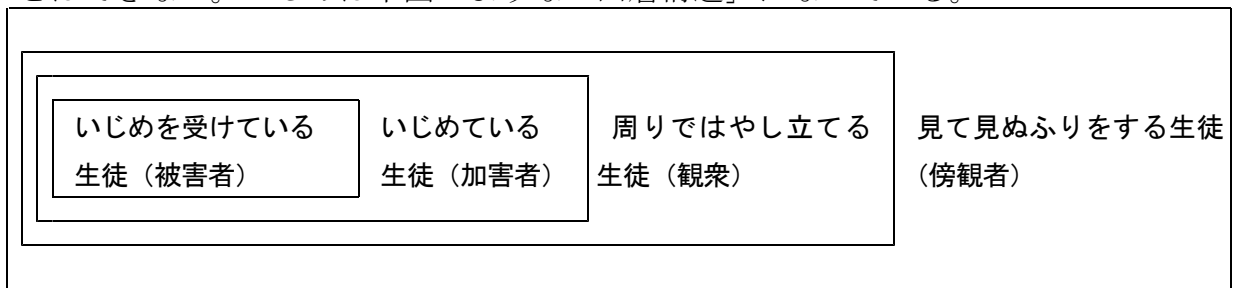
いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。宮崎県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、県・国・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものであり、県の基本方針に基づき「宮崎海洋高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法)

いじめは、単にいじめを受けている生徒といじめている生徒との関係だけでとらえることはできない。いじめは下図のような「四層構造」になっている。



観衆や傍観者の立場にいる生徒も、結果としていじめを助長している事になる。また、いじめられている生徒といじめている生徒との関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行います。

(1) いじめの防止

ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対

人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行います。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を、発達の段階に応じて促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育みます。

エ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを行い、未然防止に努めます。

オ いじめの問題への取組の重要性について、保護者全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行います。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めます。

イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候（けんかやふざけ合い等）であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していきます。

ウ 特に、保護者には、児童生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努めるよう呼びかけます。

エ いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ります。

オ アンケートは様々な角度から状況を把握できるよう、内容や方式を工夫しながら年3回実施し、アンケートの内容を生かして教育相談を行います。

(3) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行います。

イ 「いじめは決して許されないこと」「互いを認め合いながらいじめの問題を解決すること」等を加害者、観衆、傍観者に対しても指導を行います。

ウ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を行います。

(4) いじめ解消については、いじめに関する行為が完全に止んで安全な学校生活が維持されていることを本人や保護者に確認した上で判断します

(5) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要です。例えばPTAや学校評議員、地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進していきます。

イ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめ

る児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築していきます。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携していきます。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織（いじめ不登校対策委員会）

いじめの防止等（未然防止・早期発見）を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。なお、週1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

なお、乗船実習中については、学校の対策委員会と連絡を密に取りながら、船内でも定期的に開催します。また、いじめ事案発生時には緊急に開催することとします。

また、学期に1回程度、生徒会との話し合いをもつなど、生徒の意見を積極的に取り入れていきます。

(1) 構成員

教頭、主幹教諭、教育相談部主任（中途退学対策対応教員）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当、学年主任、（S C、S S W、該当学級担任・系主任、その他）

※ 乗船実習中の船内の構成員については、指導教官、船長、機関長

(2) 組織の役割

ア 学校いじめ防止基本方針作成・見直し

イ 学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施状況確認、いじめ認知チェックフローを用いた確認 ※資料1～6参照

ウ 校内研修会の企画・立案

エ 調査結果、報告等の情報の整理・分析

オ 各種アンケートの実施

カ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定

キ 要配慮生徒への支援方針決定

※ 乗船実習中の船内の活動については、「調査結果、報告等の情報の整理・分析」「各種アンケートの実施」を中心に行い、その他の活動については学校と連携しながら進めていきます。

(3) 相談窓口

ア いじめに関する生徒・保護者からの相談

教頭、養護教諭、教育相談部、主幹教諭、担任のいずれかに相談

イ 生徒保護者への周知徹底

P T A総会、全校集会、教育相談便りの発行

ウ 相談方法

学校への電話連絡又は来校して相談

必要に応じてSC、SSW等の専門機関の紹介や連携

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）

いじめ不登校対策委員会

- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施
状況確認、いじめ認知チェックフローを用いた確認 ※資料1～6参照
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・各種アンケートの実施
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定

未然防止

- ◇学習指導の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇道徳教育の充実
 - ・社会規範意識の醸成
- ◇特別活動の充実
(生徒が主体となった活動等)
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
 - ・担任による個人面談の充実
- ◇人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- ◇情報モラル教育の充実
- ◇保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開等の実施

早期発見

- ◇情報の収集
 - ・教員の観察による気づき（日常の授業や休み時間、部活動など）
※生徒の発する具体的なサインの作成と共有 資料3、4参照
 - ・養護教諭からの情報
 - ・相談、訴え
(生徒・保護者・地域等)
 - ・アンケートの実施
(別紙資料参照)
 - ・各種調査の実施
 - ・面談の実施
- ◇相談体制の確立
 - ・教育相談の担当教員の設定
- ◇情報の共有
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・学年会、職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ

(2) 実習船進洋丸での実習中におけるいじめの早期発見

情報の収集

- 長期乗船実習時には、常に生徒を見守る体制づくりに努めます。
- 乗船実習中における、指導教官による生徒居室をはじめとする船内の巡回

- 乗船実習中における、巡回要員だけでなく、その他の乗組員による積極的な船内の巡回
- 乗船実習前、実習中のアンケートの実施（長期実習期間：3回実施）
- 乗船実習前の個人面談の実施
- 乗船実習中の個人面談の実施（長期実習期間：3回実施）

(3) いじめに対する措置

※資料5参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。また、乗船実習など宿泊を伴う活動時に発生した場合は、研修や実習の活動計画の変更や宿泊する部屋を考慮するなど、状況に応じた対応を行います。
- 通報を受けた職員は、いじめの事実について管理職及び生徒指導主事・教育相談部主任（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- アの情報をを受けた管理職等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会を開催し、関係職員へ報告と情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。
- 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為を指しています。掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

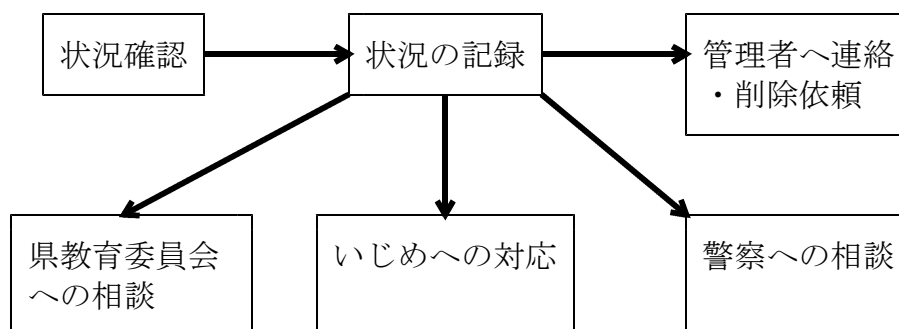
イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。

○不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 生徒会活動の活性化について

生徒が中心となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、生徒同士で悩みを聞き合う活動などいじめの防止に関する取組を充実させます。

(6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

- ① 教育委員会との連携
 - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・関係機関との調整
 - ・長期乗船実習前のいじめ等の防止策について協議
- ② 警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 教育相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
(県教育委員会への依頼)
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。
 - 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・高額な金品を奪い取られた場合など
 - 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・一定期間連続した欠席の場合は、学校の判断により迅速に調査します。
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

資料

資料 1

学校いじめ防止プログラム

資料 2

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント<例>

資料 3

いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン<例>

資料 4

教室や家庭でのいじめのサイン<例>

資料 5

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）<例>

資料 6

いじめ認知チェックフロー

いじめに関するアンケート

リクエスト相談アンケート

実習生面談票

実習生アンケート

資料 1

宮崎海洋高等学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA	
	学校行事	生徒が主体となった活動	特別活動	職員研修等	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等			
4	・新入生リエンテーション ・対面式	・対面式での絆づくり、異学年交流	・道徳教育(エゴグラム)	・学校基本方針の確認と目標の共有 ・生徒理解1(支援等)	・保護者アンケート ・学級面談① ・進級時引継ぎ会	学年会(毎週開催)にて、当該学年の生徒の状況やいじめの有無について、学年団で情報を共有する。 にて、各学年からの情報や教育相談部の情報について、組織的に対応するための具体策について協議する。※生徒指導部との連携 ↓ 特別支援教育校内委員会での協議内容について、学年会で情報を共有する。必要に応じて職員会議を開き、全職員で情報を共有する。 ※緊急の事案については、随時特別支援教育校内委員会を開き、対応策を協議する。	・PTA総会(相談窓口の案内) ・寮生保護者会	・計画と目標の作成	
5	・生徒総会	・いじめ防止についての取組決定と周知	・スマホ・ケータイ安全教室(オンライン講座)	・生徒指導(保護者対応を含む)	・第1回アンケート(いじめ)、教育相談				
6				・授業アンケート	・寮生アンケート				
7			・「生命(いのち)の安全教育」 ・非行防止教室		・教育相談 ・長期乗船実習前アンケート			・長期乗船実習前アンケート ・家庭訪問または三者面談	
8			・道徳教育(ピアサポート)	・生徒理解2(情報共有)				・家庭訪問または三者面談	
9					・学級面談② ・乗船実習中アンケート①、面談①			・授業公開	
10	・校内カッターレース大会	・校内カッターレース大会での絆づくり、異学年交流	・人権教育(性の多様性について)	・法律研修	・第2回アンケート(リクエスト相談)、教育相談 ・乗船実習中アンケート②、面談②				
11	・海鳴祭(体育の部)	・海鳴祭(体育の部)での絆づくり、異学年交流	・人権教育(様々な差別について)	・授業アンケート	・寮生アンケート ・乗船実習アンケート③				
12	・海鳴祭(文化の部)	・海鳴祭(文化の部)での絆づくり、異学年交流			・県アンケート ・教育相談 ・長期乗船実習前アンケート			・長期乗船実習前アンケート	・中間評価と取組の改善
1				・生徒理解3(情報共有)	・第3回アンケート(いじめ)、教育相談 ・学級面談③ ・乗船実習中アンケート①、面談①				
2			・道徳教育(ストレスマネジメント:2年、アンガーマネジメント:1年) ・人権教育(集団や社会との関わり)		・乗船実習中アンケート②、面談②				
3				・今年度の反省と次年度に向けた協議	・乗船実習アンケート③		・入学準備説明会(相談窓口の案内)	・年間評価 ・次年度計画作成	

資料 2

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント<例>

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応
 - ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

《教育相談・生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける

- ・ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

（２）早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

《教育相談・生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する

《管理職》

- ・ 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

（３）いじめに対する措置（※資料５）

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見（認知）した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「いじめ不登校対策委員会」という）》

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める

- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

② 指導・支援体制を組む

《「いじめ不登校対策委員会」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ不登校対策委員会」でより適切に対応する

③－A 子供への指導・支援を行う

※「いじめ不登校対策委員会」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

- ① いじめの被害者、加害者、周囲への対応
 - ア 被害者（いじめられた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、いじめられた生徒に対して徹底して味方になる。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさを傾聴し、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失をくい止めるよう、生徒の良さや優れているところを認め励ます。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談出来るような体制があることを伝える。

【経過観察】

- 面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場

や、友人との関係づくりを支援する。

イ 加害者（いじめた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 嘘やごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通じて、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。

ウ 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- 全ての関係者に状況を確認し、客観的事実を把握する。

【指導】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘因となった集団の行動や言葉遣いなどについて振り返らせる。

○いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

○学級活動や学校行事等を通じて、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

○いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

② 保護者との連携

ア いじめられている生徒の保護者との連携

○事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校が把握した事実を正確に伝える。

○学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

○対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の家庭における様子等について情報提供を受ける。

○いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。

○対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

※ 保護者の不信をかう対応例

【本人に問題がある旨の誤った発言。】

【電話で簡単に対応する。】

イ いじめている生徒の保護者との連携

○状況確認後、保護者と生徒同席の上事実確認を行う。
(基本的に保護者に来校を願う)

○相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

○事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針を伝え理解を求める。

※ 保護者の不信をかう対応例

【保護者を非難する。】

【これまでの子育てについて批判する。】

ウ 保護者との日常的な連携

○年度当初から、学年だよりや保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

③ 関係機関への報告

○校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。

○生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

④ 継続指導・経過観察

○全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

《「いじめ不登校対策委員会」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

資料3

いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン<例>

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン	
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。
校外での教育活動 ※修学旅行 や乗船実習	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	集合時間に遅れて来る。 一人で活動している。 他の生徒の荷物を持ったり、当番などの役割を代わって行ったりしている。 食事の際、周囲におかずを食べられたり、水を汲みに行かされたりしている。

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サ イ ン
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

資料 4

教室や家庭でのいじめのサイン<例>

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
<input type="checkbox"/>	嫌なあだ名が聞こえる。
<input type="checkbox"/>	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
<input type="checkbox"/>	何か起こると特定の生徒の名前が出る。
<input type="checkbox"/>	筆記用具等の貸し借りが多い。

<input type="checkbox"/>	壁等にいたずら、落書きがある。
<input type="checkbox"/>	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	
<input type="checkbox"/>	学校や友人のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/>	友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
<input type="checkbox"/>	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
<input type="checkbox"/>	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
<input type="checkbox"/>	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
<input type="checkbox"/>	不審な電話やメールがある。
<input type="checkbox"/>	遊ぶ友達が急に変わる。
<input type="checkbox"/>	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。

<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
<input type="checkbox"/>	登校時刻になると体調不良を訴える。
<input type="checkbox"/>	食欲不振・不眠を訴える。

<input type="checkbox"/>	学習時間が減る。
<input type="checkbox"/>	成績が下がる。

<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/>	自転車がよくパンクする。
<input type="checkbox"/>	家庭の品物、金銭がなくなる。
<input type="checkbox"/>	大きな額の金銭を欲しがる。

資料 5

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）＜例＞

- ・アンケート調査（生徒・保護者）
- ・学級担任面談
- ・教育相談
- ・観察



ア いじめの認知・通報を受けたときの対応

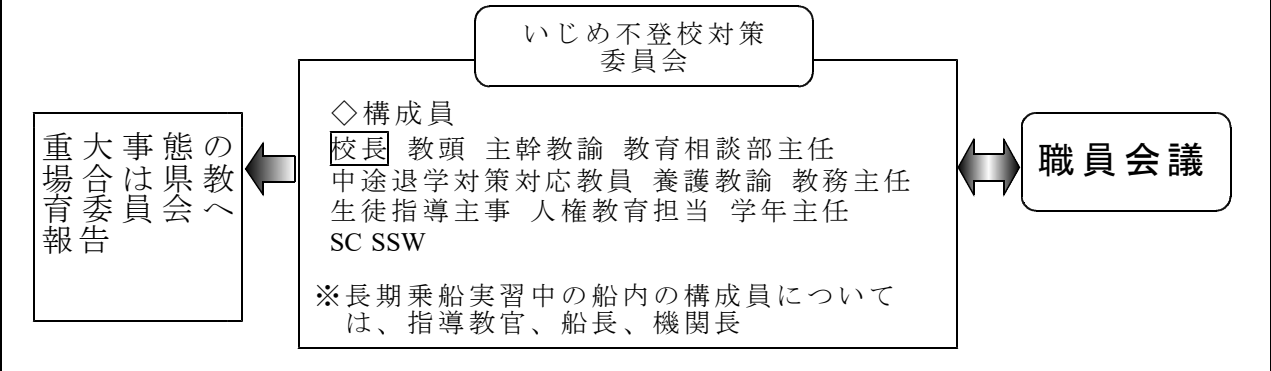
いじめ認知 または 通報を受けた職員



管理職及び生徒指導主事・教育相談部主任などいじめ不登校対策委員会の委員

※ 報告については、「発見した」もしくは「通報を受けた」段階で速やかに行う

イ 情報の共有



ウ 調査・事実関係の把握

- ・関係生徒への聴取
- ・状況によってはアンケートの実施

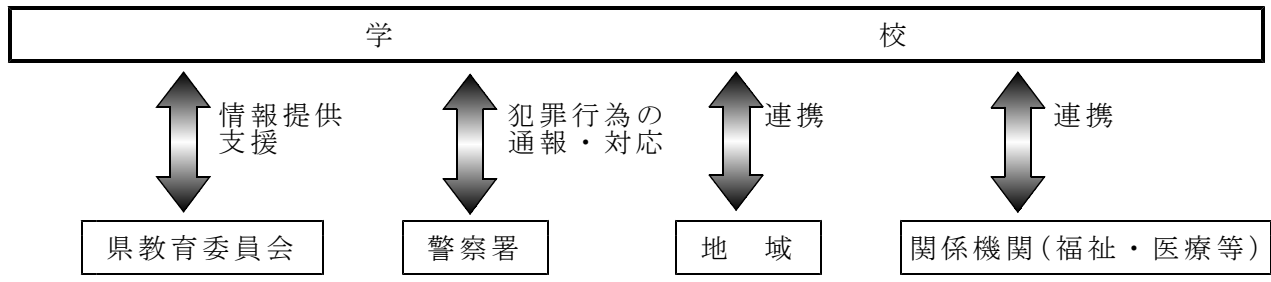
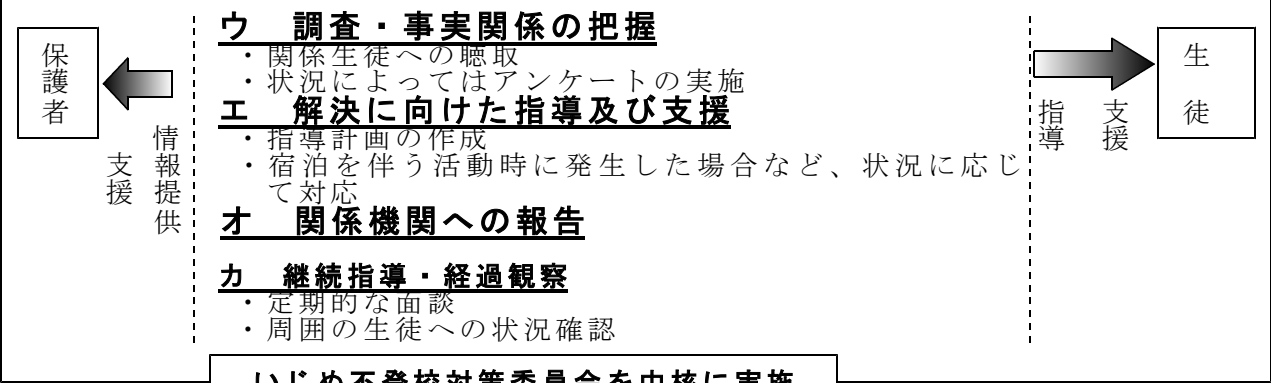
エ 解決に向けた指導及び支援

- ・指導計画の作成
- ・宿泊を伴う活動時に発生した場合など、状況に応じて対応

オ 関係機関への報告

カ 継続指導・経過観察

- ・定期的な面談
- ・周囲の生徒への状況確認

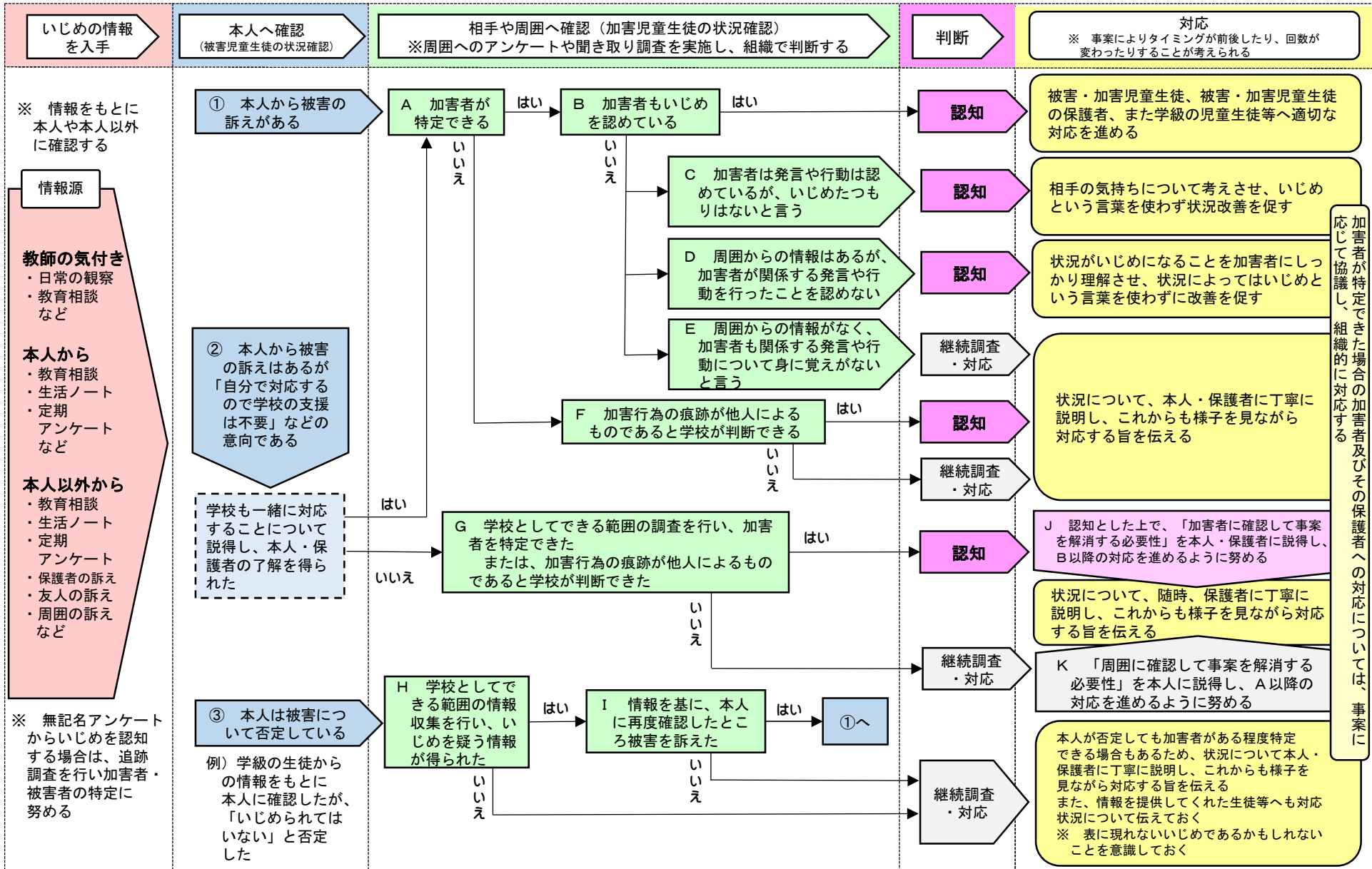


いじめの認知チェックフロー

認知 …… 認知後の対応については、組織的に対応し、解決につなげる。

継続調査・対応 …… いじめの可能性のあることを踏まえ、認知に向けた調査・対応を継続するとともに見守りを行う。

※ いじめの認知に関する参考資料です。



※ 情報をもとに本人や本人以外に確認する

- 情報源**
- 教師の気付き
 - ・ 日常の観察
 - ・ 教育相談 など
 - 本人から
 - ・ 教育相談
 - ・ 生活ノート
 - ・ 定期アンケート など
 - 本人以外から
 - ・ 教育相談
 - ・ 生活ノート
 - ・ 定期アンケート
 - ・ 保護者の訴え
 - ・ 友人の訴え
 - ・ 周囲の訴え など

※ 無記名アンケートからいじめを認知する場合は、追跡調査を行い加害者・被害者の特定に努める

本人へ確認 (被害児童生徒の状況確認)

① 本人から被害の訴えがある

② 本人から被害の訴えはあるが「自分で対応するので学校の支援は不要」などの意向である

学校も一緒に対応することについて説得し、本人・保護者の了解を得られた

③ 本人は被害について否定している

例) 学級の生徒からの情報をもとに本人に確認したが、「いじめられてはいない」と否定した

相手や周囲へ確認 (加害児童生徒の状況確認)
※ 周囲へのアンケートや聞き取り調査を実施し、組織で判断する

A 加害者が特定できる

B 加害者もいじめを認めている

C 加害者は発言や行動は認めているが、いじめたつもりはないと言う

D 周囲からの情報はあがるが、加害者が関係する発言や行動を行ったことを認めない

E 周囲からの情報がなく、加害者も関係する発言や行動について身に覚えがないと言う

F 加害行為の痕跡が他人によるものであると学校が判断できる

G 学校としてできる範囲の調査を行い、加害者を特定できた または、加害行為の痕跡が他人によるものであると学校が判断できた

H 学校としてできる範囲の情報収集を行い、いじめを疑う情報が得られた

I 情報を基に、本人に再度確認したところ被害を訴えた

判断

認知

認知

認知

継続調査・対応

認知

継続調査・対応

認知

継続調査・対応

継続調査・対応

対応
※ 事案によりタイミングが前後したり、回数が変わったりすることが考えられる

被害・加害児童生徒、被害・加害児童生徒の保護者、また学級の児童生徒等へ適切な対応を進める

相手の気持ちについて考えさせ、いじめという言葉を使わず状況改善を促す

状況がいじめになることを加害者にしっかり理解させ、状況によってはいじめという言葉を使わずに改善を促す

状況について、本人・保護者に丁寧に説明し、これからは様子を見ながら対応する旨を伝える

J 認知とした上で、「加害者に確認して事案を解消する必要性」を本人・保護者に説得し、B以降の対応を進めるように努める

状況について、随時、保護者に丁寧に説明し、これからは様子を見ながら対応する旨を伝える

K 「周囲に確認して事案を解消する必要性」を本人に説得し、A以降の対応を進めるように努める

本人が否定しても加害者がある程度特定できる場合もあるため、状況について本人・保護者に丁寧に説明し、これからは様子を見ながら対応する旨を伝える
また、情報を提供してくれた生徒等へも対応状況について伝えておく
※ 表に現れないいじめであるかもしれないことを意識しておく

加害者が特定できた場合の加害者及びその保護者への対応については、事案に応じて協議し、組織的に対応する

「いじめの認知チェックフロー」の見方
 ☞ いじめの情報をもとに本人へ状況を確認し、①～③のいずれかを選択
 ☞ 加害児童生徒や周囲へA～Iの状況を確認し、「はい」「いいえ」で選択
 ☞ 「認知」しない場合も「継続調査・対応」として、適切な対応を進める

※ 当該児童生徒のお互いが被害を訴える場合は、それぞれの事案として捉えて判断することになり、双方向のいじめとして認知することもあり得る。

※ SNS上の事案等において、本人が状況を把握していない場合、本人への確認が必要かどうか組織で判断し、対応を進める。

いじめに関するアンケート

教育相談部

()年()組()番 氏名()

1 あなた自身に関する質問

質問1	あなたは前回のアンケート(11月)以降、先輩や同級生からいじめを受けたことがありますか？	
	はい	いいえ

↓ 「はい」と答えた人は質問2へ

「いいえ」と答えた人は質問3へ

質問2	いじめの内容を具体的に教えて下さい。「いいえ」と答えた人は書く必要はありません。	
	(1)誰から→()年()組 氏名() ()年()組 氏名()	
	(2)時期→()	
	(3)内容→	

質問3	あなたは今、人間関係で困っていますか？	
	はい	いいえ

↓ 「はい」と答えた人は質問4へ

「いいえ」と答えた人は質問5へ

質問4	その困りを具体的に教えて下さい。「いいえ」と答えた人は書く必要はありません。	
	

2 あなたの友人や周囲の人に関する質問

質問5	あなたは前回のアンケート(11月)以降、「いじめ」を見たり、聞いたりしたことはありますか？	
	はい	いいえ

↓ 「はい」と答えた人は質問6へ

「いいえ」と答えた人は終了

質問6	いじめの内容を具体的に教えて下さい。「いいえ」と答えた人は書く必要はありません。	
	(1)誰から→()年()組 氏名() ()年()組 氏名()	
	(2)時期→()	
	(3)内容→	

記入が終わった人は、裏返して静かに待って下さい。ここに書くことができないことがある人は周りの先生に相談したり、相談室(2棟2階)に直接来て話をして下さい。



リクエスト相談アンケート

教育相談部

()年()組()番 氏名()

質問1	あなたは今、困っていることや悩んでいることがありますか？	
	はい	いいえ

「はい」と答えた人は質問2へ

「いいえ」と答えた人は質問5へ



質問2	困っていることや悩んでいることを誰かに相談していますか？もしくは相談したいですか？	
	A: 現在、相談している人がいる。	B: これから、誰かに相談したい。

Aと答えた人はそのまま真下の質問3へ

Bと答えた人はそのまま真下の質問3へ

質問3	現在、相談している人はだれですか？ 相談している人に○をつけて下さい。	これから、相談したい人は誰ですか？ 相談したい人に○をつけて下さい。また、相談したい先生がいれば、名前を書いて下さい。
	※相談している人に○をつけて下さい。 1 親 2 兄弟・姉妹 3 祖父母 4 友人 5 先生() 6 その他()	※相談したい人に○をつけて下さい。 1 親 2 兄弟・姉妹 3 祖父母 4 友人 5 先生() 6 その他()



質問4	困っていることや悩んでいることを具体的に教えて下さい。教えることができないときは、書く必要はありません。(例:友人関係、勉強、部活、家庭、進路・・)

質問1で困っていることや悩んでいることがあると書いた人はここで終了

質問5	困っていることや悩んでいることがない人は、最近、一生懸命になっていることや楽しかったことなどを書いて下さい。

記入が終わった人は、裏返して静かに待って下さい。ここに書くことができないことがある人は周りの先生に相談したり、相談室(2棟2階)に直接話に来て下さい。



実習生面談票

面談日時 (/ :)

面談者 ()

生徒氏名 ()

1 人間関係で困っていることはないか？

2 あなたの周囲で、人間関係で困っている人を見たり聞いたりしたことはないか？

3 船内の実習や生活全般で気になっていることはないか？

4 健康面で不安はないか？（食欲がない、身体がだるいなど）

5 精神的に落ち着いているか？（神経質になった、落ち込んだり考え込むようになった
いらいらするなど）

6 よく眠れているか？

7 その他

実習生アンケート

宮崎海洋高等学校

アンケート実施日	令和	年	月	日
班	氏名			

- 1 あなたは今、人間関係で困っていることはありませんか？該当する方に○印をしてください。

() ある	() ない
※ 嫌がらせを受けている、部屋に居づらいなど、具体的に記入してください。	

- 2 あなたの周囲で、人間関係で困っている人を見たり聞いたりしたことはありませんか？該当する方に○印をしてください。

() ある	() ない
※ その内容を具体的に記入してください。	

- 3 船内の実習や生活全般で気になっていることはありませんか？あなた自身のことでも他の人のことでも構いません。該当する方に○印をしてください。

() ある	() ない
※ 具体的に記入してください。	

- ※ 特に相談したい人（指導教官か乗組員）がいる場合は、その氏名を下に記入してください。

--

重大事態への対応 マニュアル

いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル (生徒が自殺を企図した場合)

宮崎県立宮崎海洋高等学校

1 本マニュアル策定の趣旨

- (1) いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）及び宮崎県いじめ防止基本方針等に基づき、いじめが背景に疑われる重大事態への対応を本マニュアルにとりまとめ、その基本的な考え方や進め方を示すこととした。
- (2) 本マニュアルが対象とする重大事態
法第28条第1項各号においては、次の2つの場合を重大事態と定めている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

今回、整備するマニュアルは、上記①の「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、とりわけ「児童生徒が自殺を企図した場合」を対象としたものである。

なお、「児童生徒が自殺を企図した場合」に該当しない重大事態については、本マニュアルに示す考え方や進め方を基本にしつつ、本校の「学校いじめ防止基本方針」、生徒指導関係の内部規定及び危機管理マニュアル等によって対応するものとする。

(3) 本マニュアルの補完等について

- 本マニュアルを活用するに当たって、文部科学省から発出された次の手引き・指針等も同時に参照し、その対応等について補完するものとする。
 - ① 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月）
 - ② 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月）
- 本マニュアルは、生徒が自殺を企図した結果、死に至った場合を想定し作成しているが、自殺未遂の事案についてもこれに準じた対応をするものとする。

2 重大事態の緊急対応【初動対応】

(1) 初動対応の体制整備

ア 対応の概要

- 学校は、生徒が自殺を企図した事案が発生した場合、直ちに教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告する。
- 学校は、「学校におけるいじめ不登校対策委員会」を母体とし、校長を中心とする対応組織（以下「対応組織」という。）を直ちに設置し、初動対応を行う。
- 学校は、対応組織が実効的に機能するよう、必要に応じて教育委員会に指導・助言を求めるとともに、教育委員会から派遣される指導主事等を初動対応に活用する。
- 学校は、必要に応じて大学教授等の有識者、医師、弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等で構成する支援チームの派遣を教育委員会へ要請する。

イ 留意すべき事項

- 校長は、遺族対応の他、保護者対応、報道対応等で自ら前面に立ち、陣頭指揮を取ること。特に、対応に追われて本質を見失わないよう、「遺族の気持ちに寄り添う」「二次的な被害を出さない」「学校の日常活動の回復」の3つを常に確認すること。
- 対応組織は、危機管理を適切にマネジメントし、実効的に機能するよう組織構成を図ること。
- 初動対応においては、派遣された指導主事等が、必要に応じて教育委員会に状況を伝えるので、学校は事案の対応に専念すること。
- 生徒が自殺を企図した事案の初動対応にあたっては、全て「背景」に*いじめの疑いがあるという前提のもと*、対応すること。
※「背景」＝自殺の企図につながった様々な要因であり、引き金となる「直接的きっかけ」だけではない。
- なお、自殺を企図した生徒の遺族が、自殺を企図した背景に「いじめが含まれていないこと」を明確に認識しており、当該生徒に対するいじめの有無についての調査が不必要である旨を明確に意思表示された場合も、早急に「いじめはなかった」と結論付けることは避けること。
- 対応組織は、何が起こったのか、客観的で正確な事実を把握し、学校や教育委員会の「対応経過」を時系列で記録しておくこと。その際、5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）の明記を心がけ、憶測や思い込みによる記録とならないよう注意すること。
- なお、事案そのものが、その時点で自殺の企図によるものか、又は事故によるものか不明な場合も、警察の捜査結果が判明するまでは、上記と同様の対応をすること。

(2) 遺族への関わり

<事実の公表>

ア 対応の概要

- 何よりも大切なことは、子どもを亡くした遺族に対して心からの弔意を示すことである。その上で、学校は、早急に遺族へコンタクトを取り、事実の公表についての相談を始める。
- 自殺を企図した事実を他の生徒や保護者、報道機関等に伝えることについて、遺族の意向を確認する。
- 公表の文案については、あらかじめ遺族に見せ、必ず了解をとってから行う。
- 遺族に対して、学校及び教育委員会それぞれの連絡窓口を伝える。

イ 留意すべき事項

- 遺族が事故死として扱うと言われればそれを尊重するが、学校が“嘘をつく”と生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「家族からは〇〇と聞いています」という表現に留めるなど工夫すること。また、生徒が自殺であることを知ってしまった場合、対応が難しくなることも予想されるため、引き続き遺族と話し合いを続けること。
- 遺族が「自死したこと」を他の生徒に伝えないままでいじめの有無について調査をしてほしいという意向の場合、その調査には限界があることを丁寧に説明し、そのことでの了解を得ること。
- 「自死したこと」を他の生徒に伝えてアンケート調査等を行う場合は、憶測が口コミやSNS等によって広がる恐れがあり、それらを防ぐためには、報道機関等へ正確に事実を公表することが必要であることを十分に説明し、了解を得ておくこと。

<通夜葬儀の対応>

ア 対応の概要

- 通夜葬儀の対応についても、まず遺族の意向を確認することが大切である。その上で、対応組織は、通夜葬儀の参列等について、学校がどう対応するか方針を定める。
- 葬儀への生徒の参列についても、遺族の意向を尊重するが、要望が変わった場合でも柔軟に対応できるよう準備しておく。

イ 留意すべき事項

- 生徒の死亡事案が発生した場合、当該事案にどのような背景があるにしても、学校には「当該学校の生徒の命を守れなかった」という道義的責任がある。通夜葬儀の対応に限らず、遺族とのあらゆる関わりにおいて、そのことを前提とし、遺族の気持ちに寄り添うことが大切である。

- 対応組織の方針に基づいて、通夜や葬儀について保護者や生徒に知らせる。ただし、通夜は通常夜間に行われるため、保護者の判断で参列してもらうこと。
- いじめの加害が疑われる生徒がいる場合、その生徒については、保護者に理解を求め、弔意を示すことの意味について指導する。

<葬儀後の関わり>

ア 対応の概要

- 学校は、葬儀が終わってからも遺族への関わりを続ける。
- 学校に残された遺品等の取り扱いについて、遺族と話し合い、対応する。
- 事案の反省を教訓にした学校の取組（「命を考える集会」等）についても、随時、遺族へ情報提供する。
- 自死後も生徒は、学校・学級の一員であるという遺族の気持ちにも配慮した対応を行う。

イ 留意すべき事項

- 通夜や葬儀の後も、当該生徒と関わりのあった教職員等が遺族宅を訪問するなど、遺族との関係がとぎれることのないようにする。
- その際、深い悲しみの中にある遺族の心情を理解するとともに、自責感や怒りなど日々変化する遺族の感情についても、しっかりと受けとめるよう努める。
- 自死した生徒について遺族に説明する場合、例えば、「死亡による除籍」のような用語に、遺族は違和感を持つことがある。用語の使い方については、遺族の心情に配慮したものとする。
- 遺族自身の専門的なケアの希望が出た場合には、スクールソーシャルワーカー等と相談の上で、遺族と学校の橋渡しができるような福祉や心理の専門家につないだり、専門機関等を紹介したりする。
- 卒業アルバム等においても、遺族に配慮した対応をし、卒業証書については、遺族の願いがあれば最大限の配慮をする。

(3) 情報収集・発信

ア 対応の概要

- 対応組織は、いじめの疑いを前提にした背景調査を直ちに開始する。まずは、当該校の全教職員を対象に「気になる」情報を収集する。
- 対応組織は、それらの情報を全教職員が共通認識すべき内容や更に情報収集が必要な内容等に整理する。
- 既に報道されている場合には、プライバシーへの配慮のもと、出せる情報は積極的に出していくという姿勢を持っておく。
- 記者会見を行う場合は、教育委員会と一体となっていく。
- 自死の事実を公表するにあたっては、あらかじめ遺族から了解を取ってから行う。

- 保護者や外部からの問い合わせに対応する窓口を対応組織に設置する。
- 自殺を企図した背景にあるいじめの行為が、犯罪や重大な人権侵害に当たると考えられる場合は、警察や地方法務局等の関係機関への相談又は通報のうえ、早期に連携した対応を行う。

イ 留意すべき事項

<情報の整理と発信>

- 「自殺かどうか」については、学校では判断しない。遺族等に事実確認し、了解をとった上で正確な情報だけを発信する。
- 正確で一貫した情報発信を心がけ、憶測に基づく噂が広がらないよう努める。
- 情報発信では、外部に出せるものは何なのかを明確にし、保護者、生徒、報道機関等への説明がちぐはぐにならないよう、情報担当（教頭等）を置いて、一元化する。その際、①発生事実の概要、②対応経過、③今後の予定等に整理する。また、文書で示せる内容、口頭でのみ伝える内容等に分けておく。

<情報の取扱い>

- 自殺を企図した背景については、情報がないからといって、早い段階で背景にいじめの疑いはないと決めつけない（生徒同士のトラブルや教職員の不適切な対応等も同様）。
- 逆に、いじめの疑い（「前の日に同級生とトラブルがあった」など）の断片的な情報を公表すると、そのみが原因であるかのような誤解を招きかねないことから、慎重な対応をする。
- 外部の専門家等の助言や支援を受けながら、亡くなった生徒の心理面や家庭環境等についても情報収集を行う。ただし、その取扱いについては、慎重に行う。
- インターネットのSNS等を通じて、誤った情報が広まったり、人権の侵害が起こったりすることがある。そのような情報についても、教職員等に役割を充て収集に努める。

<自殺の背景に関わる情報>

- 校長は、「たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実は事実として向き合っていく」という姿勢を示す。
- 結果として、事案発生前の学校の取組や対応に過失や瑕疵^{かし}があったことを認めることになる情報も、すべて公表することを前提として向き合う。また、正確な情報を出すことをためらい、信用を失うことのないよう、教育委員会と連携し、必要な情報はタイミングを逃さず公表する。

<関係機関との情報共有等>

- 当該事案に関わるいじめ行為が犯罪行為に当たるか否かについては、教育委員会との十分な協議のうえ判断する。なお、学校は、日頃からどのようないじめの行為が、刑罰法規に該当するかについての理解を深めておくとともに、学校・警

察相互連絡制度等を活用し、警察との連携・協力体制の構築に努める。

- 地方法務局から、人権侵犯事案における被害者救済を図る目的で、調査の協力が求められた場合には、教育委員会に相談うえ、必要な情報を提供するなどの協力を行う。また、地方法務局についても、法務局職員や人権擁護委員を講演会や教職員の研修等に活用するなど、日頃から連携を図る。

(4) 保護者への説明

ア 対応の概要

- 保護者向け文書を発行するなどして、事実の概要や学校の対応、今後の予定のほか、保護者が子どもに適切に接することができるように、子どもへの接し方や校内のカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報等を適宜知らせる。
- 保護者会（全校か当該学年だけかを判断）の準備を早めに開始する。ただし、事実の説明については、あらかじめ遺族の意向を確認しておく。

イ 留意すべき事項

<保護者等への情報提供>

- 保護者に正確な情報を伝えることで、憶測に基づく噂が広がることを防ぐ。また、学校と保護者との協力関係を維持するよう努める。
- 地域住民への憶測に基づく噂の広がりを防ぐため、同窓会役員や学校評議員等、学校関係者にも、正確な情報を可能な限り提供する。
- P T A 役員等とは、日頃からの信頼関係に基づき、必要な協力を依頼する。その際、遺族には、P T A 役員等は中立の立場であることを理解してもらえるよう努める。

<保護者会>

- 保護者会等においては、冒頭に「黙祷」を行うなど、全保護者とともに哀悼の意を表す機会を持つ。
- 保護者会の後半には、スクールカウンセラー等から、生徒等の心のケアについて講話等を行う。
- 保護者の不安に対応できるよう、保護者会終了後には教職員やスクールカウンセラー等が会場出口や校門に待機するなどの配慮をする。
- 遺族が、説明会に参加する意向がないか確認しておく。

(5) 心のケア

ア 対応の概要

- 対応組織は、生徒をはじめ、保護者や教職員等に対する「心のケア」について十分な対応を行い、二次被害を防止する。
- 養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任等による「ケア会議」を開き、ケア全体を統括する。また、必要に応じて、関係する担任や部活動顧問、管理職等も加わり、重要事項は対応組織も概要を把握する。

- 自殺を企図した生徒の兄弟姉妹へのサポートを行う。兄弟姉妹が他校にいれば、その学校とも連携する。特に弟妹が小中学生の場合は、教育委員会を通じて市町村教育委員会へ市町村立学校のサポートを依頼する。
- 学校に配置している教育相談（中途退学対策対応教員）では対応が不足する場合は、緊急にＳＣ、ＳＳＷの派遣を教育委員会へ要請する。

イ 留意すべき事項

<相談体制>

- カウンセリングを受けることは、恥ずかしいことではなく、話すことで随分と気持ちが楽になることを生徒に伝える。また、カウンセリングを受けることが他の生徒に分からないように配慮する。
- 担任等の教職員が、管理職を通さず、スクールカウンセラー等に自由に相談できる機会を保障する。
- 職員会議を利用して、スクールカウンセラー等から急性ストレス反応とその対応や教職員のメンタルヘルスについての講義（心理教育）等を早急に行う。
- 仲の良かった友人等、自死した生徒と関わりの深かった生徒等への対応を優先しつつも、広く希望者の相談が受けられる体制を整える。また、保護者や生徒からの電話による相談についても、対応組織で検討し対応する。

<いじめの加害が疑われる児童生徒への対応>

- いじめの加害が疑われる生徒に対し、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施し、本人の状態を把握する。その際、カウンセリングの実施については、保護者の了解を得る。
- いじめの加害が疑われる生徒の家庭に対し、関係機関と連携してアプローチを図り、今後の対応が進めやすい状況を構築する。

(6) 事案発生後の課業日の対応

ア 対応の概要

- 遺族の意向に沿って、生徒へ自死の事実を伝える。なお、遺族が自死の事実を伝えないで欲しいとの意向の場合は、伝え方を工夫する。
- 遺族の意向に沿って、生徒の葬儀への関わり等について検討する。
- 「在籍していたクラスで子どもを卒業させたい」という遺族の意向があれば、それを尊重し、当該生徒の遺品・遺作等については、十分な配慮をする。

イ 留意すべき事項

<事実の伝え方>

- クラスによって伝える内容が変わらないように、まず伝える内容の基本形を定めた上で、そのクラスに即した伝え方を用意する。
- 大きな集会では、パニックが伝染する可能性があるため、全校集会は短く終え

て、各クラスでクールダウンの時間を設けるなどの配慮をする。

- 全校集会等においては、冒頭に「黙祷」を行うなど、全生徒とともに哀悼の意を表す機会を持つ。
- 校長のメッセージは、生徒の心情に配慮し価値観を交えず、遺族の意向を踏まえながら事実をありのままに伝える。
- メッセージの文案は、要点を箇条書きにし、教育委員会の職員、スクールカウンセラー等に、あらかじめ確認してもらい、遺族には、内容を事前に知らせておく。

<葬儀等への関わり>

- 葬儀は、亡くなった人をみんなで悼み、悲しみを共有する場としてとても大切であることを生徒に伝える。生徒の葬儀等への参列は、保護者の了解を得て行う。その際、葬儀等に参列しなかったことで非難を受けることがないように配慮する。
- 生徒が葬儀に参列する場合は、葬儀のマナーについて教えておく。また、喪に服す意味を指導し、葬儀等以外の場面でも（SNS等での会話を含め）、不用意・不適切な言動をしないよう指導する。

<葬儀後の対応>

- いじめの加害が疑われる生徒について、学校内外の状況把握に努める。また、スクールカウンセラー等と相談のうえ、適切な時期と場面に、自己の行為の振り返り（反省等を促す）の機会を設ける。
- 学校を平常な状態に戻すことは必要ではあるが、遺族には「何もなかったことのように学校教育が行われている」という誤解を招かないよう配慮する。
- 当該事案への直接の関わりが少なかった生徒に対しても、学校やクラス単位で当該事案を振り返る機会を設け、その反省や教訓を共有する。

- 遺族の意向で、当該生徒の遺品（机・椅子等、本人が使っていた公共物も含む）や遺作等を学校に残す場合は、その掲示や保管の仕方に配慮をする。
- クラスメートの「亡くなった友達のことを忘れずに一緒に卒業したい」という気持ちと「悲しいことは思い出したくない」という気持ちの両面に配慮しつつ、一緒に卒業する雰囲気醸成に努める。

3 背景調査の実施

生徒が自殺を企図した自死事案又は自殺の企図が疑われる自死事案については、その背景にいじめが疑われるか否かにかかわらず、また、当該事案の公表・非公表にかかわらず、事案発生後、直ちに基本調査と詳細調査からなる背景調査に着手する。

(1) 基本調査の実施

ア 調査の進め方

- 基本調査では、次の調査等を行う。
 - ① 遺族に対しては、その心情に配慮しながら聴き取りを行うとともに、今後の接触を可能とする関係性を構築する。
 - ② 警察や亡くなった生徒と関わりのある福祉・医療機関等との情報共有を図る。
 - ③ 日常的に蓄積している指導記録のほか、亡くなった生徒の作文や作品、いわゆる「連絡帳」や「生活ノート」、教科書やメモ、プリント等、調査の手がかりになる可能性のあるものは全て集約し、確認・保管する。
 - ④ 調査開始から3日以内を目途に、全教職員からの聴き取りを行う。
 - ⑤ 状況に応じ、遺族の意向や二次被害の防止に留意しながら、亡くなった生徒と関係の深い生徒からの聴き取りを適切に行う。
- 上記の結果をもとに、学校がその時点で持っている情報及び基本調査期間中に得られた情報を迅速に整理する。
- 得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして、教育委員会に事故報告として提出する。いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態への対処として、教育委員会を通じて知事へ報告する。

イ 留意すべき事項

<遺族への情報提供>

- 遺族には、調査で集まってきた情報をどの段階でどの程度説明できることになるか等について事前説明を行い、その要望、意見を十分に聴き取るなど、できる限りの説明と配慮を行う。
- 調査途中段階でも、途中経過の説明を誠実に行うなど、主体的に遺族とのコンタクトを取り続け、信頼関係を構築する。

<教育委員会との連携>

- 基本調査は、対応組織の指示により本校教職員で行う。必要に応じて、教育委員会から派遣された指導主事等のサポートを受ける。

<児童生徒への配慮>

- 調査においては、二次被害防止の観点から責任の所在を追及するような姿勢にならないようにするとともに、スクールカウンセラー等から助言を受けるなど、関係者の心の影響について事前に共通認識を図っておく。
- 自死した生徒と関係が深かった生徒、現場を目撃した生徒等、強い反応が予測される生徒については、事実調査の前後にスクールカウンセラー等が関わって心のケアをする体制を整える。
- いじめの加害が疑われる生徒等については、責任を追及される恐れから率直に

事実を述べないなど、結果として不十分な調査にとどまる可能性があることに留意する。

(2) 詳細調査への移行の判断

ア 詳細調査への移行

- 基本調査の結果を受け、教育委員会と協議のうえ詳細調査への移行を判断することになるが、生徒が自殺を企図した背景にいじめの疑いがある場合や遺族の要望がある場合は、原則として詳細調査に移行する。
- いじめが背景に疑われる場合、基本調査の結果の整理や分析に加え、いじめと自死との因果関係等についての考察等を行う。自死に至る過程や心理の検証には、高い専門性が求められることから、教育委員会に対して、事案の性質を踏まえどのような職能分野の専門家等の派遣を求めるのか検討する。
- その後、「学校におけるいじめ不登校対策委員会」を母体として、教育委員会が派遣した専門家等を含めた「学校調査委員会」を立ち上げ、教育委員会と一体となった詳細調査へ移行する。
- 生徒が自殺を企図した背景に、いじめの疑いがない場合等、詳細調査に移行しない場合は、基本調査の内容や得られた調査情報等を保存し、自殺の実態調査を教育委員会へ提出する。教育委員会と連携し、得られた情報を基に検証を行い、必要に応じて再発防止策を検討する。

イ 留意すべき事項

<調査の先行実施>

- 詳細調査に移行することになった場合、直ちに移行準備を始める。その際、学校調査委員会の立ち上げには、教育委員会が派遣する専門家等への依頼事務等、ある程度の日数を要することから、生徒の記憶が鮮明なうちに、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を緊急的に実施するかどうかを判断する。

<遺族への説明等>

- 遺族が詳細な調査を望まない場合でも、背景にいじめの疑いのある事案の場合は、改めて遺族に詳細調査の実施を提案する。
- 詳細調査に移行するに当たっては、学校及び教育委員会は、遺族に対して、次の事項について丁寧に説明するとともに、これらに対する遺族の要望については、詳細調査の中で十分に配慮する。
 - ① 調査の趣旨や調査の方法
 - ② 調査組織の構成（どのような分野の専門家等が必要か、公平性・中立性をどのように担保するかなど）
 - ③ 調査に概ね要する期間
 - ④ 入手した資料の取扱い
 - ⑤ 報道機関等への情報提供
 - ⑥ 遺族に対する説明の方法

(3) 詳細調査の実施

ア 調査の進め方

- 学校調査委員会の実施体制については、専門性や客観性を担保するため、委員の過半数を外部の専門家等が占めるようにする。学校は当該重大事態の性質や態様に応じた専門家等の派遣を教育委員会に要請する。
- 委員に校長が入る場合、学校調査委員会の委員長は、外部の専門家等が務め、校長としての対応と委員長としての対応の区別がつくようにする。また、委員には守秘義務を課すとともに、氏名は特別な事情が無い限り公表することを想定しておく。
- 学校調査委員会は、次の調査等を行う。
 - ① 基本調査の確認
 - ② 生徒に事実を伝えて行うアンケート調査や聴き取り調査の実施
 - ③ 遺族からの聴き取り
 - ④ 学校以外の関係機関への聴き取り
 - ⑤ 情報の整理及び自死に至る過程や心理の検証
 - ⑥ 今後の自殺予防の改善策の提言
 - ⑦ その他、必要と認められる調査等
- 生徒に自死の事実を伝えて、アンケート調査や聴き取り調査を行う場合、心のケア体制を整えて、調査は可能な限り速やかに開始する。
- 生徒にアンケートを実施する場合は、必ず実施前に具体的な方針を立て、調査結果の取扱い（どのような情報をいつ頃提供できるのか）について、調査組織の意向を遺族に説明し、理解を求めておく。
- アンケートの調査結果は、遺族に提供する必要があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査の目的や方法、調査結果の取扱いについて対象となる生徒及びその保護者の理解と協力を得て行う。実施後のアンケート用紙の保管にあたっては、紛失や漏洩がないようにする。
- 生徒に聴き取り調査を行う場合は、心のケアの観点から養護教諭やスクールカウンセラーを同席させた上で、複数の者が、聴取、記録等の役割を分担して行う。その際、聴き取り結果の均一性を確保するため、可能な限り同一メンバーが行うこと。なお、同一メンバーによる聴き取りが困難な場合は、あらかじめ聴き取り項目について協議を行う。

イ 留意すべき事項

<委員の共通理解等>

- 学校調査委員会においては、調査分析の手順や内容について全委員で確認し、調査の早い段階でいじめの事実認定のための判断基準を定めて調査分析を進める。
- 法第2条に規定する「いじめの定義」について、最初に全委員で確認する。委員は、調査の途中で疑義があれば常にこの定義に戻り、定義に基づいて判断するという姿勢を明確にしておく。

- 自殺の要因は一つではなく、その多くは複数の要因からなる複雑な現象であることから、委員は学校における出来事等、学校に関わる背景を主たる調査の対象とするほか、本人の心情を推し量る上では、本人の性格や病気等の個人的な背景や家庭に関わる背景についても調査の対象となり得るという視点を持って調査を行う。
- 自死事案のように当該生徒の声が聴けない場合も、委員は、遺族や関係機関等に理解・協力を求めながら、あらゆる努力をして情報を集め、事実がどうであったのか探求するという姿勢を持って調査を行う。
- 遺族等が、いじめの行為に対する被害届を提出したり、いじめの加害が疑われる生徒を告訴したりすることがある。その際は、学校調査委員会の目的が、民事・刑事上の責任追及や訴訟等への対応ではないことを、委員間で再度、共通理解しておく。

<遺族への説明等>

- 詳細調査の途中段階でも、学校調査委員会は、遺族に対して主体的にコンタクトを取り、調査の進捗状況やその時点で情報提供が可能な調査内容等について丁寧に説明する。また、その際に出た遺族の意見や要望についても、できる限り調査に反映できるよう努める。

(4) 調査結果のとりまとめ

ア 調査結果のまとめ方

- 学校調査委員会は、アンケート結果や各種の聴き取り調査結果をもとに情報を整理する。その際に、例えば「直接見聞きした情報」「亡くなる前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」等の切り口で整理し、事実が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめる。調査結果をまとめる段階で議論したことは、議事録に残しておく。
- 学校調査委員会は、どのような理由でいじめ行為の存在を認めるに至ったか、客観的に整理・分析し、調査分析の手順や内容を明らかにして見解を導き出す。その作業や審議の過程を記録に残しておく。
- 学校調査委員会は、調査等で得られた情報を基に、判断基準に基づく事実認定を行うが、いじめ行為の認定については、本人の心情を推し量った上で行う。
- 学校調査委員会は、いじめと認定した行為以外の本人を取り巻く様々な要因を分析した上で、いじめと自死の関連や因果関係についての見解をまとめる。
- 学校調査委員会は、上記の調査結果について取りまとめた報告書（以下「調査報告書」という。）の作成を行う。
- 調査報告書の内容（目次）については、次に一例を示すが、学校調査委員会の判断により、当該事案の性質や態様に応じた組み合わせとする。
 - ① はじめに
 - ② 要約

- ③ 調査組織と調査の経過
- ④ 分析評価（調査により明らかになった事実、いじめ行為の認定、いじめと自死の関連性の評価、いじめの防止等及び自死事案の再発防止に向けた提言、等）
- ⑤ まとめ
- ⑥ おわりに
- 学校調査委員会は、調査結果を公表する対象、内容、方法等について、学校及び教育委員会と協議のうえ、方針を定めておく。

イ 留意すべき事項

- 調査報告書の作成に当たり、いじめ行為の認定を行う際には、本人の心情を斟酌しながら、その行為が与えた心理的な負担について専門家等の知見を交えた丁寧な分析を行い、認定に至った手順や過程、根拠を示した上で、説得力のある説明をする。
 - いじめと自死の関連性については、委員は、中立・公平の立場を確保しつつ、各自が持つ専門的見地から多面的・多角的に検討を重ね、見解を導き出す。
 - 分からないことについては、その旨を率直に記載する。
 - 事案発生前の学校の取組や対応に過失や瑕疵があったことを認めるような場合は、その内容を率直に記載する。
 - 調査報告書にいじめと自死の関連性を示すときは、「…だけが～できない」といった二重否定等、分かりにくい言い回しは避けて明快な表現に努める。
- (5) 調査結果についての遺族及び県への報告・公表等

ア 遺族及び県への報告・公表等

- 学校調査委員会は、調査報告書の内容を遺族に説明する。
- 学校は、調査結果の公表について学校調査委員会の方針を遺族に伝え、了解が得られた場合には、教育委員会と一体となって記者会見等の対応を行う。
- 学校は、教育委員会を通じて知事に調査結果（調査報告書）を報告する。
- 学校は、調査報告書を今後のいじめの防止等及び自死事案の再発防止に向けて活用する。

イ 留意すべき事項

- 調査結果の遺族への報告並びに公表については、生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して行う。